

児童ポルノ禁止法改正に係る自公維案・実務者協議合意案対比表

主な改正項目		自 公 維 案 (183回国会衆法22号)	平成 26 年実務者協議合意案
1. 題名及び目的規定の改正		児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(現行法のまま)	児童買春、児童ポルノに係る行為等の <u>規制及び処罰並びに</u> 児童の保護等に関する法律
		(目的) 第一条 この法律は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、あわせて児童の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利を擁護することを目的とする。(現行法のまま)	(目的) 第一条 この法律は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、あわせて児童の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を <u>規制し、及びこれらの行為等を</u> 処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利を擁護することを目的とする。
2. 「児童ポルノ」の定義の改正		(定義) 第二条 ①・2 (略) 3 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。 一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態 二 他人が児童の性器等に触る行為又は児童が他人の性器等に触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの 三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの(現行法のまま)	(定義) 第二条 ①・2 (略) 3 (現行法のまま) 一 (現行法のまま) 二 (現行法のまま) 三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、 <u>殊更に児童の性的な部位(性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。)</u> が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの
3. 適用上の注意規定の具体化		(適用上の注意) 第三条 この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、児童に対する性的搾取及び性的虐待から児童を保護しその権利を擁護するとの本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならない。	(適用上の注意) 第三条 この法律の適用に当たっては、 <u>学術研究、文化芸術活動、報道等に関する</u> 国民の権利及び自由を不当に侵害しないように留意し、児童に対する性的搾取及び性的虐待から児童を保護しその権利を擁護するとの本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならない。
4. 児童ポルノの所持等の禁止規定の新設	①罰則なし	(児童ポルノ所持等の禁止) 第六条の二 何人も、みだりに、児童ポルノを所持し、又は第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管してはならない。	○ 法律全体を章立てとし、次の条項を「総則」の章において規定する。 (児童買春、児童ポルノの所持その他児童に対する性的搾取及び性的虐待の禁止) 第三条の二 何人も、児童買春をし、又はみだりに児童ポルノを所持し、若しくは第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管することその他児童に対する性的搾取又は性的虐待に係る行為をしてはならない。
	②罰則あり	(児童ポルノ所持、提供等) 第七条 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者も、同様とする。	(児童ポルノ所持、提供等) 第七条 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者(自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。)は、……。自己の性的好奇心を満たす目的で、……電磁的記録を保管した者(自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。)も、……。 ※修正部分については、以下のように解釈・運用されることにつき合意 ・「自己の意思に基づいて所持するに至った」ことが要件となるため、自己の意思に基づいて所持するに至った時期・経緯などを証拠により立証すべきこととなる。 ・「明らかに認められる」とは、取得の時期・経緯などをできるだけ客観的・外形的な証拠により確定すべきであるとの趣旨を示したものである。
5. 児童ポルノの製造の禁止範囲の拡大(罰則あり)		4 前項に規定するもののほか、児童に第二条第三項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第二項と同様とする。(現行法のまま)	4 (自公維案のとおり) 5 前二項に規定するもののほか、ひそかに第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第二項と同様とする。

6. インターネット事業者の努力義務	(インターネットの利用に係る事業者の努力) 第十四条の二 インターネットを利用した不特定の者に対する情報の発信又はその情報の閲覧等のために必要な電気通信役務(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。)を提供する事業者は、児童ポルノの所持、提供等の行為による被害がインターネットを通じて容易に拡大し、これによりいつたん国内外に児童ポルノが拡散した場合においてはその廃棄、削除等による児童の権利回復は著しく困難になることにかんがみ、捜査機関への協力、当該事業者が有する管理権限に基づき児童ポルノに係る情報の送信を防止する措置その他インターネットを利用したこれらの行為の防止に資するための措置を講ずるよう努めるものとする。	○ 自公維案のとおりとする。ただし、第4章「雑則」に置き、16条の3とする。
7. 被害児童の保護規定の見直し	(心身に有害な影響を受けた児童の保護) 第十五条 厚生労働省、法務省、都道府県警察、児童相談所、福祉事務所その他の国、都道府県又は市町村その他の関係行政機関は、児童買春の相手方となったこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童に対し、相互に連携を図りつつ、その心身の状況、その置かれている環境等に応じ、当該児童がその受けた影響から身体的及び心理的に回復し、個人の尊厳を保って成長することができるよう、相談、指導、一時保護、施設への入所その他の必要な保護のための措置を適切に講ずるものとする。 2 前項の関係行政機関は、同項の措置を講ずる場合において、同項の児童の保護のため必要があると認めるときは、その保護者に対し、相談、指導その他の措置を講ずるものとする。	○ 自公維案のとおりとする。
		(心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の検証等) 第十六条の二 社会保障審議会及び犯罪被害者等施策推進会議は、相互に連携して、児童買春の相手方となったこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の実施状況等について、当該児童の保護に関する専門的な知識経験を有する者の知見を活用しつつ、定期的に検証及び評価を行うものとする。 2 社会保障審議会又は犯罪被害者等施策推進会議は、前項の検証及び評価の結果を勘案し、必要があると認めるときは、当該児童の保護に関する施策の在り方について、それぞれ厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べるものとする。 3 厚生労働大臣又は関係行政機関は、前項の意見があった場合において必要があると認めるときは、当該児童の保護を図るために必要な施策を講ずるものとする。
8. 施行期日等	(施行期日等) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。 2 この法律による改正後の第七条第一項の規定は、この法律の施行の日から一年間は、適用しない。	○ 自公維案のとおりとする。
9. 検討条項	(検討) 第二条 政府は、漫画、アニメーション、コンピュータを利用して作成された映像、外見上児童の姿態であると認められる児童以外の者の姿態を描写した写真等であって児童ポルノに類するもの(次項において「児童ポルノに類する漫画等」という。)と児童の権利を侵害する行為との関連性に関する調査研究を推進するとともに、インターネットを利用した児童ポルノに係る情報の閲覧等を制限するための措置(次項において「インターネットによる閲覧の制限」という。)に関する技術の開発の促進について十分な配慮をするものとする。 2 児童ポルノに類する漫画等の規制及びインターネットによる閲覧の制限についてこの法律の施行後三年を目途として、前項に規定する調査研究及び技術の開発の状況を勘案しつつ検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。	○ 自公維案から「マンガ・アニメ・CG等」に係る部分を削除し次のような検討規定とする。
		(検討) 第三条 政府は、インターネットを利用した児童ポルノに係る情報の閲覧等を制限するための措置(次項において「インターネットによる閲覧の制限」という。)に関する技術の開発の促進について、十分な配慮をするものとする。 2 インターネットによる閲覧の制限については、この法律の施行後三年を目途として、前項に規定する技術の開発の状況等を勘案しつつ検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。